

平成 29 年 5 月 7 日

横浜市長 林 文子様

認定 NPO 法人ホタルのふるさと瀬上沢基金  
横浜市港南区港南台 9-30-31  
理事長 角田東一

### 横浜市整開保素案は移譲趣旨を大幅変更

平成 29 年 1 月 17 日栄公会堂で行われた栄区上郷猿田地区都市計画市素案公聴会の公述意見に対する市の考え方で、「整開保及び線引きの基準については、都市計画法の改正に伴い、整開保及び線引きの都市計画決定権限が神奈川県から横浜市へ移譲されましたが、移譲にあたり整開保の趣旨は大きく変えておらず、基本的に県の決定内容と合致していると考えています」となっています。

権限移譲の趣旨は、中央集権的な行政構造の枠組みの上に組み立てられている従来の法制度自体では縁の潰廃を阻止できないので、これを補完するために市条例及び要綱などを見直し、縁の潰廃を阻止する事となっています。

横浜市は、整開保及び線引きの都市計画決定権限が神奈川県から横浜市へ移譲された趣旨を全く書き違え、市街化編入を容易に認めるという大幅な変更をしています。その内容は、人口が減少しても市街化編入を推進する、調整区域に建築が認められている学校や福祉施設でも建築物があれば市街化編入する、調整区域で建築が認められていない建築物でも、建築物があれば市街化編入する、事業者や地権者の要求があれば市街化編入する、市街化区域の縁辺部であれば市街化編入する、などというものです。

権限移譲直後の第 7 回線引き見直しでは、過去 6 回の平均市街化区域編入面積の約 20 倍の 624ha もの市街化編入を実行しようとしている事が何よりの証拠です。

自然環境を守るためという名目でみどり税を徴収していながら、権限移譲されたとたんに整開保、線引き基準を変更し、自然環境の減少につながる大幅な市街化調整区域の市街化編入をしても、「移譲にあたり整開保の趣旨は大きく変えておらず、基本的に県の決定内容と合致している」とお考えなのでしょうか？ 林文子市長の見解を伺います。

ホタルのふるさと瀬上沢基金は、市民と協力して、  
長い間守ってきた瀬上沢緑地を取得・借用・保全を通じて地球環境を守り、  
子供や孫たちの世代に豊かな自然を残す為に活動しています。  
H29.4.15 現在 会員：227 名 寄付：14,538 名 978 万円